

## つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年8月25日(木) 午後1時30分から午後2時10分
2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

### 3. 出席者

#### 農業委員(8人)

会長	6番	齊藤	常夫
会長職務代理者	5番	中山	雅史
委員	1番	谷口	眞一
委員	2番	菊地	典夫
委員	3番	豊島	利夫
委員	4番	栗原	哲
委員	7番	羽田	茂
委員	8番	宮田	一日出

#### 農地利用最適化推進委員(3人)

推進委員	飯田	一夫
推進委員	鈴木	利一
推進委員	羽田	貞義

#### 農業委員会事務局職員(3人)

局長	中村	滋成
局長補佐	石神	正夫
主査	中山	幹夫

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 傍聴者

なし

### 6. 議案

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について             |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について                      |
| 議案第3号 | 農地改良協議に対する同意について                              |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業) |

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

#### 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

### 7. 会議の概要

#### 1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成28年8月の定例総会を開催いたします。それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

#### 1. 齊藤会長

皆さん、こんにちは。いよいよ稲刈りのシーズンが来まして、これから益々忙しくなると思いますが、こうした時期にご出席いただきましてありがとうございます。

また、本日も推進委員の方々3名のご出席を頂いております。後程、「見守り隊」の活動を報告して頂きることになっております。先月、先々月の総会でも申し上げたのですが、推進委員には議決権はありませんが、意見を言うことはできますので積極的な発言をお願いいたします。

それから、かねてよりお願いしておりました遊休農地調査につきましては今日が最終締切となっております。後ほど事務局より報告してもらいますが、順調に調査が進んでいると判断しております。これまでの農業委員及び推進委員の皆さんのご尽力に改めて感謝を申し上げたいと思います。調査の結果につきましては、事務局でまとめてもらいまして、まとめ次第、別途報告することになりますのでよろしく願いいたします。

それから8月9日に茨城県農業改革推進大会がございまして、事務局含めまして5名出席してまいりました。参加された皆さん、大変ご苦勞様でした。感謝申し上げます。都合により出席できなかった方々、同じような機会が今後もありますのでその時は是非ご協力をお願いしたいと思います。

本日の議案については、議案5件と報告事項2件となっております。

皆さんのご協力の下、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員8名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、本日は農地利用最適化推進委員3名が出席しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齋藤会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

#### 1. 議長（齋藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名人の選任ですが、いかなる方法で選任したらよいかお諮りいたします。

（議長一任の声）

議長一任の声がありましたので、早速指名させていただきます。

4番栗原委員、5番中山職務代理を議事録署名人に選任いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

#### 1. 事務局（中山主査）

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備建設のための地上権設定となっております。申請地は[ ]番、地目は登記現況とも畑、地積は1,355㎡でございます。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号2番、申請理由は太陽光発電設備建設のための売買となっております。申請地は[ ]番及び[ ]番、地目は登記現況とも畑、地積は932㎡と482㎡で合計1,414㎡でございます。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号3番、申請理由は太陽光発電設備建設のための売買となっております。申請地は[ ]番及び[ ]番、地目は登記現況とも畑、地積は4,439㎡と1,268㎡で合計5,707㎡でございます。申請地の農地区分は、住宅等が連たん

しており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号4番、申請理由は物流中継所のための売買となっております。申請地は[ ]番、地目は登記現況とも畑、1、110㎡及び[ ]番426㎡、[ ]番806㎡、[ ]番651㎡、[ ]番647㎡、[ ]番611㎡、[ ]番2、505㎡、[ ]番1、540㎡、登記田、現況畑の7筆と[ ]番773㎡、[ ]番482㎡、登記現況とも畑の合計10筆、9、551㎡でございます。申請地の農地区分は、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地で、関東鉄道常総線の小絹駅から300m以内に位置することから3種農地と判断いたします。申請人は首都圏を中心に運送業を営んでいる法人で、事業拡大、業務の効率化を図るための申請であり、事業計画書、事業経歴書等により、物流中継所としての許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

## 1. 議長（齊藤会長）

現地調査を行っていますので、7番羽田委員報告願います。

### 1. 羽田委員

それでは、報告いたします。

8月18日に現地調査及び現地パトロールを行いました。

調査メンバーは齊藤会長、中山職務代理者、宮田委員、私羽田と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番、これは十和地区での太陽光発電設備（地上権）ということでございます。地図をご覧ください。2ページでございます。この地図は分かりづらいのですか、上の方に小さく城山運動公園野球場と書いてありますが、そこから南にあたる場所ですね。真ん中にある用水ですが、これは台通り用水ですね。台通り用水の上ですね。それでこの現場は以前隣接に同じ施工業者がやった太陽光発電がありまして、その脇でございます。近くに住宅等もなく太陽光発電設備については問題ないと思います。

受付番号2番、太陽光発電設備（売買）でございます。地図は3ページをご覧ください。計画地は東栗山の団地から少し離れた場所で少し地盤が高い畑でございます。太陽光発電による隣接農地への影響は少ないと思われ、特に問題はないと思われ。

受付番号3番、これも太陽光発電設備（売買）でございますが、地図は4ページをご覧ください。この地域は皆さんも農地パトロール等でよく通る場所で、平和台住宅団地の隣

接で、以前からこの地域は太陽光発電設備の申請がなされている場所でございます。隣接農地に与える影響もないと思われ、特に問題はないと思われます。

次が受付番号4番、これはですね地図は5ページをご覧ください。常総線小絹駅の裏側にあたる、今年に入って非農地証明許可申請が出されて不許可になった場所でございます。現在の状況を見に行きましたら草木があり荒れております。3mから5mの木が生えておる場所でございます。今回は、物流の中継所ということで、地形はそのままで砕石を敷いて中継場所に使いたいということで、トラックは4トン車を主流で使用することです。進入路を確保することであり、4トン車は楽に入れるのかなと思います。業務上必要な施設で特に問題はないと思います。

以上でございます。

#### 1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第1号について質疑に入ります。

議案第1号受付番号1番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて受付番号2番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

はい、谷口委員

#### 1. 谷口委員

これは以前私が農地パトロールで見たところで、地元の方から反対が出されている場所でしょうか。

#### 1. 事務局（中山主査）

はいそうです。

#### 1. 谷口委員

わかる範囲で良いですから、その後どのようになっているのか経過報告をお願いします。

#### 1. 事務局（中村事務局長）

以前、地元集落から市に対して太陽光発電設備を設置させないでくれと嘆願書の提出がありました。農業委員会事務局としては、その嘆願書がでていることもあり太陽光発電設

備事業者の代理人に対し近隣の区長さんや住民の方々に対し説明を行い、事業内容等を良く理解してもらってから事業に入ったほうが良いのではないかと話しております。それを受けて事業者の代理人は、区長さん等に次のとおり説明を行ったとのこと。詳細については次の通りです。

平成28年7月16日東栗山団地自治会長に説明、7月17日城中区長に説明、東栗山区長に説明、7月19日城中副区長に説明と事業者の代理人から報告を受けております。

説明内容については、太陽光発電パネルの反射、発熱及び環境美化等について説明したとのこと。周辺地区の区長さんに対しそれぞれ説明を実施しましたが、全体的に事業に対しての理解は得られたと思っているとのこと。なお、説明を実施した際に、地域全戸に対して説明会を開催してほしいとの意見はありませんでしたと事業者の代理人からは報告を受けております。

そのため農業委員会事務局としては、事業者がきちんと区長さん等に説明をしながら事業を実施すると理解しております。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

谷口委員、よろしいでしょうか。

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて受付番号3番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて受付番号4番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第1号について4件一括して採決に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第1号は、許可相当として意見進達することに決定いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。

6ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は[ ]番[ ]、地目は登記現況とも田、813㎡、[ ]番[ ]、登記現況とも田、790㎡、計1,603㎡の自作地となっております。

続いて受付番号2番、申請地は[ ]番[ ]、地目は登記現況とも畑、442㎡の自作地となっております。

法第3条第2項については別紙調査書のとおりとなります。受付番号1番については農地法第3条第2項の各号には該当しないと考えます。譲受人は申請地で野菜の栽培を行う計画であります。

受付番号2番についても農地法第3条第2項の各号には該当しないと考えます。譲受人は申請地で小麦の栽培を行う計画となっております。

受付番号1番及び2番については農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

1. 議 長（齊藤会長）

現地調査をおこなっておりますので、8番宮田委員報告願います。

1. 宮田委員

それではご報告いたします。

受付番号1番、地図は7ページになります。申請地は不動院の交差点を南に曲がり、県道を500mほどいった左側の道路用地に接した農地で、現在、荒廃した状態でした。申請人は今後、遊休農地を解消し、耕作管理していくという計画なので特に問題ないと考えます。

続きまして受付番号2番、地図8ページになります。申請地は県道から50mほど入った農地で、現在は一部に芝が植えられており、畑として利用するには特に問題ないと考え

ます。

以上2件の現地調査を報告致します。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは、審議を進めます。議案第2号受付番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

受付番号2番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

議案第2号については、全員賛成により、許可することに決定いたします。

1. 議長（齊藤会長）

議案第3号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第3号「農地改良協議に対する同意について」ご説明いたします。

9ページをご覧ください。受付番号1番、申請地 XXXXXXXXXX 番、地目は登記現況とも田、面積は4950㎡の内2999㎡を農地改良することになっております。改良計画の内容は湿田解消です。期間については、平成28年9月15日から平成29年3月30日までとなっております。申請理由は、湿田のため土を補充し、改良整地を行うとなっております。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）



— 現地調査を行っていますので、5番中山職務代理、報告願います。

#### 1. 中山職務代理者

報告いたします。地図が10ページになります。

ちょうど台通り用水の隣で、TXの線路の近くで、田んぼ中に機場があるところですが、この辺りは非常に下の土地が悪く改良しないと耕作できない土地です。搬入する土は公共工事により出る良質の土で、品質証明書も付いており農地改良にあたっては特に問題はないかと思えます。

以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

それでは審議いたします。

受付番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

質問がないので、議案第3号について採決をいたします。議案第3号「農地改良協議に対する同意について」同意される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第3号「農地改良協議に対する同意について」については、同意することに決定いたしました。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### 1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。新規で、田が14筆40,902㎡、畑が4筆5,635㎡となり合計18筆で46,537㎡となります。更新は

ありません。詳細は12ページとなります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

こちらを一括して審議を進めていきます。説明が終了いたしました。意見、質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」に承認する方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第4号は原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」も総括表によりご説明いたします。

新規案件で田が14筆40,902㎡、畑が4筆5,635㎡、合計18筆で46,537㎡となります。こちらの権利設定開始日は28年9月1日となります。詳細については、14ページとなります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

こちらを一括して審議を進めていきます。説明が終了いたしました。意見、質問のある委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないので採決いたします。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」に承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり承認いたします。

1. 議 長 (齊藤会長)

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (中村局長)

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。15ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■番■■■及び■■■, 申請理由は集合住宅, 地目登記現況とも畑, 面積は合計484.04㎡となります。

受付番号2番、申請地は■■■■番地■■■, 申請理由は自己住宅, 地目登記畑現況宅地, 面積は161㎡となります。

受付番号3番、申請地は■■■■番地■■■, 申請理由は自己住宅, 地目登記畑現況雑種地, 面積は132㎡となります。

受付番号4番、申請地は■■■■番地■■■, 申請理由は自己住宅, 地目登記宅地現況畑, 面積は211.2㎡となります。

受付番号5番、申請地は■■■■番地■■■, 申請理由は駐車場, 地目登記畑現況宅地, 面積は88㎡となります。

報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。16ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■番地■■■, 面積991㎡及び■■■■番地面積348㎡の合意解約となります。

受付番号2番、申請地は■■■■番地, 面積は909㎡の合意解約となります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。

8月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

平成28年8月25日

つくばみらい市農業委員会

議長

齊藤常夫



議事録署名委員

栗原哲



議事録署名委員

中山雅史

